



Japan Society for Tobacco Control

日本禁煙学会

<http://www.jstc.or.jp/> E-mail desk@nosmoke55.jp
〒162-0063 東京都新宿区市谷薬王寺町 30-5-201
Tel 03-5360-8233 FAX 03-5360-6736

居酒屋なのに「喫煙目的店」を掲げている店について

2020/8/15

一般社団法人 日本禁煙学会 理事長 作田 学

2020年4月1日から、改正健康増進法ならびに東京都受動喫煙防止条例が施行されました。

この際に、居酒屋なのに喫煙目的店を掲げている店が全国的に見られ、問題とされます。喫煙目的店とは、シガーバーなどタバコの対面販売をおこなう飲食店の一部または全部を示します。主食をのぞく飲食をしながら喫煙が可能です。

大阪府では喫煙目的店について次のように規制を行っています。これは全国共通です。
<http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/34373/00000000/mokuteki.pdf>

喫煙目的室あるいは喫煙目的店であるためには、喫煙室（店）の構造及び設備を「タバコの煙の流出を防止するための技術的基準」に適合するよう維持しなければなりません。

【違反時の罰則:50万円以下】

このためには、次のような事が必要となります。

<喫煙室（店）からの煙の流出防止措置(=技術的基準)>

- 1 出入口において喫煙室（店）の外側から内側に流入する空気の気流が0.2m/秒以上であること
- 2 タバコの煙(加熱式タバコの蒸気を含む。)が喫煙室（店）の中から施設の屋内に流出しないよう、壁・天井等によって区画すること
- 3 タバコの煙が施設の屋外に排気されていること

技術的基準は厚労省の以下のガイドラインにも示されています。

職場における受動喫煙防止のためのガイドライン（令和元年7月1日 基発0701第1号）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000524718.pdf>

日本禁煙学会では0.2m/sの風量があるかどうかを無料で検査しております。必要であればご連絡頂きたく存じます。